

専門里親及び親族里親の実態と課題に関する研究

子ども家庭福祉研究部 澁谷昌史・才村 純・庄司順一
研究企画・情報部 小山 修
母子保健研究部 斉藤 進・安藤朗子
嘱託研究員 有村大士（日本社会事業大学大学院）
伊藤嘉余子（福島学院大学短期大学部）

要 約：専門里親及び親族里親についての実態と課題を明らかにすべく、全国の児童相談所・里親担当職員及び平成14年度から平成16年度までに日本子ども家庭総合研究所において専門里親養成研修を修了した者を対象として、質問紙調査を実施した。その結果、登録専門里親数の確保も専門里親への委託もあまり順調ではないことがわかった。この背景には、養育里親と専門里親の住み分けがまだ行われていないこと、被虐待児を受託できる里親の絶対数が少ないこと、児童相談所等による里親支援体制が不十分であるなど社会的養護実施体制に構造的問題があることなどが考えられる。これら課題を踏まえ、本研究チームでは、職業里親の創設や里親支援体制の強化などの提言を行った。

見出し語：専門里親、親族里親、児童相談所、里親支援事業

A Study of the Current Issues and Situations on Professional Foster Care and Kinship Care

Masashi SHIBUYA et al.

Abstract :

This study shows that recent service reform on foster care* is not satisfactory. The reason is described based on the research results, which is obtained through the questionnaire about attributes of the registered professional foster parent(PFP)s, conditions of children placed to them, placement procedure, support programs for foster parent(FP)s, and attitudes toward foster care system, professional foster care system, and social welfare system for children in care, which is answered by PFPs who have completed the training course for qualifying PFP sponsored by JCFRI, and staff who are charged of supporting FPs employed by child guidance centers. Finally, the authors propose to develop the policy on the guarantee of status of FPs and strengthening the support programs for FPs.

*There are four types of foster care in Japan: foster care, temporary foster care, professional foster care, and kinship care. This study mainly focuses on the current issue and situations on professional foster care.

key word : Professional Foster Care, Kinship Care, Child Guidance Center, Support Programs for Foster Parents

I 研究目的

昨今、里親に関する制度的な展開が著しいが、さらなる施策を提言していくために、専門里親制度施行後の実態を把握することが欠かせない。そのため、平成16年度に「専門里親及び親族里親の実態と課題に関する研究」を企画し、その中で専門里親への委託状況と課題を明らかにすることとした。

II 研究方法

児童相談所里親担当職員及び専門里親に対して、郵送法により質問紙調査を行った。それぞれに送付した調査票は、「里親制度等に関する調査」（以下「所票」）、「専門里親等に関する調査」（以下「里親票」）である。専門里親については、当研究所が府県・指定都市から委託を受けて実施した専門里親養成研修を平成14-16年度に修了した者すべてを対象とした。調査票配布数は、所票182、里親票288である。調査時期は、平成17年2月10日から3月1日とした。

III 研究結果

所票182のうち138票、里親票288のうち212票が回収された。すべて有効票であった。回収率は、所票75.8%、里親票73.6%であった。以下、「回答者の属性」「専門里親の登録・委託状況」「委託児の状況」「専門里親への委託プロセス」「里親支援体制の現状」「里親制度等に関する意識調査」、そして「親族里親の登録状況等」の順で、主たる結果を述べる。なお、調査票及びすべての単純集計結果は文末に掲載した。

1 回答者の属性

1) 里親担当職員

回答した里親担当職員のうち、117名が「常勤・兼任」となっていた（表1）。どのような業務と兼任しているのかは定かではないが、一職種として確立しているわけではない。また、半数近くが専門職を里親担当職員として配置しているが（表2）、児童相談所での経験年数は5年未満が98名（71.0%）と、経験ある専門職を配置する体制にはなっていない（表3）。これは、児童福祉司配置状況と同様の傾向を示していると考えられる¹⁾。

2) 専門里親

専門里親は、「養育里親」経験により研修を受けた者が144名（67.9%）おり、これに「養育里親と専

門職の両方」の経験をもって研修を受けた者46名（21.7%）を加えると、約90%が養育里親経験者となっている（表43）。専門里親養成研修時に里子を委託中の者も145名（68.4%）おり、うち65名（145名に占める割合：44.8%）については2人以上の里子を受託していた（表45,46）。

養育里親経験年数については幅がある（表44）。一方、年齢については、55-60歳が58名（27.4%）と最も多く、50-64歳で見ると133名（73.8%）となり、中高年層が担い手として大きな比重を占めていた（表88）。

2 専門里親登録・委託状況

専門里親養成研修受講者数等の状況は、平成15年度がピークであり、平成16年度には明らかに減少している（表7）。

年度ごとに見ると、若干ではあるが、認定を受けても登録をしていない者がいる。これは、「里親票」の結果から、「実習中または実習未終了」「申請中または申請する予定」であることを理由としているケースが大半を占めていた（表52）。

また、実際に被虐待児を委託しているという専門里親は、「かつて受託していた」という回答も含め、54名（35.7%）であった（表53）。「所票」結果を見ても、専門里親への委託をしていないとするものが、半数以上を占めていた（表10）。この未委託の理由について、里親票の結果から参照すれば、「その他」を除けば、「すでに里子を委託している」が42名（26.6%）と最も多く、「委託すべき被虐待児がいない」が25名（15.8%）となっていた（表71）。このふたつの理由は、里親担当職員からの回答でも最も多いものであった（表11）。

ちなみに、「その他」の内訳で最も多かったのは、本来回答する必要のない「申請中・実習中・未認定」であったが、1/4強（非受託専門里親数158名を母数とすると、11.4%）は「児童相談所から委託の話がない」、つまり「受託しない」わけではなく、「委託されない」という回答であった。

3 委託児の状況

委託児の年齢は、10歳以下で委託児総数63名のうちの半数以上を占めていたが（62.0%）、11歳以上も24名（38.1%）と少なくはない（表56,58）。

また、1人目に受託した被虐待児の養育上、「特に問題はない」は13名（24.1%）で、「やや困っている」が27名（50.0%）、「かなり困っている」が7名（13.0%）であった（表61）。困っている理由としては、「精神・行動上の問題がある」が25名（73.5%）で最も多かった（表62）。2人目の受託があった12名についても、同様の傾向が見られる（表63,64）。

また、実親との交流について、1人目に受託した里子については、「ある」が15名（27.8%）であり、

交流の頻度として最も多いものが「5回以上」で6名(40.0%)、次に多いのが「年2回」で4名(26.7%)であった(表66,67)。

同じく実親との交流について、所票結果を参照すると、専門里親委託となった児童のうち8名(20.5%)が「定期的に交流している」、11名(28.2%)が「必要に応じて交流している」となっており、半数は何らかの形で交流があることがわかった(表20)。

ちなみに、今後公式に委託されることが予想される非行児童の受託についての認識も問うたところ、「小学校低学年までの非行の子どもの養育」であれば半数以上の127名(59.9%)が「できる」と回答しているが、小学校高学年ないしそれ以上の年齢の非行児童については「一概にはいえない」とする回答が最も多く約40%とを占めていた(表85)。

4 専門里親への委託プロセス

児童相談所は、専門里親へ委託するにあたっては、専門里親の知識・経験・児相との信頼関係・委託児童との関係など多面的に検討を行っていた(表17)。実際の委託理由としては、「個別的な関わりが必要であると判断したため」が24カ所(82.8%)と最も多い理由として回答されていた(表18)。

子どもにとって最善の環境であるかを慎重に判断しながら委託を進めていると考えられるが、養育計画会議を「おこなった」との回答は、約半数の53カ所(53.6%)にとどまっていた(表14)。しかも、その会議の構成メンバーは、児童担当児童福祉司と担当心理判定員、所長、相談課長は比較的多くのケースで該当するが、里親担当児童福祉司や里親本人が入ったの会議というわけではない(表15)。

委託児童の生育歴等を専門里親に説明するかどうかにについては、無回答(NA)が多いため判断しかねる部分もあるが、養育計画ないし児童票を渡して説明していることが少なくないと考えられる(表19)。里親票においても、1人目を「受託する際、児童相談所から児童に関する記録を渡されたか」との設問に対して、「渡された」が36名(66.7%)を占めていた(表65)。

里親委託がスムーズになされないという話を耳にすることが少なくないが、今回の受託群対象の調査結果によれば、「スムーズに受託できた」と評価している専門里親が半数以上を占めている。ただし、1人目の受託に際して「児童相談所に働きかけた」としているものが7名(13.0%)、「その他」が8名(14.8%)あり、何らかの形で、スムーズであったとは言いきれないものを抱えている者が約28%を占めていた(表59)。

5 里親支援体制の現状

1) 研修

「所票」において、里親を対象とした研修を実施

しているかたずねた結果、125カ所(99.2%)が「実施している」と回答している(表36)。その研修会は、「児童相談所単位で実施している」が90カ所(72.0%)と最も多く、次に「都道府県・市単位で一括実施している」が74カ所(59.2%)となっていた(表37)。

「里親票」においては、都道府県・市単位で里親対象の研修が実施されているかをたずねた結果、137名(64.6%)が「実施している」、53名(25.0%)が「時々実施している」と回答している(表75)。回数で見ると、年2回(32.6%)が最も多く、続いて、年3回(21.1%)、年2回及び4回がいずれも10%強の回答割合となっていた(表76)。

それら研修に対して、過半数の104名(54.7%)は「すべて参加した」、64名(33.7%)は「時々参加した」と回答しており、何らかの形で研修を受けている里親が多数派であることがわかる(表77)。

また、専門里親養成研修について、実際に被虐待児を受託している専門里親にたずねたところ、「大変役立っている」「やや役立っている」との回答が48名(88.8%)から得られた(表70)。

平成16年度から順次実施されていく継続研修について、「所票」でたずねたところ、都道府県・市で「すでに実施又は予定」があるとの回答は68カ所(49.3%)にとどまった。22カ所(15.9%)は、「実施できない」と回答しており、その主たる理由としては「専門里親が少ない」が最も多かった(表30,32)。

2) 里親会

多くの里親担当職員は、里親会への会合に「必ず出席している」ないし「時々出席している」(表33)。そして、半数以上は、里親会の活動状況について、「活発である」「やや活発である」と回答している(表34)。また、里親会に対する考えでは、「児童相談所へ情報提供してくれる」「児童福祉行政に協力的である」という項目に対して、それぞれ102名(73.9%)、119名(86.2%)が、「はい」と回答している。ただ、その一方で、54名(34.6%)は、里親会に対して、「あまり活発でない」と評価しており、「マンネリ化している」「会員の里親数が少ない」「若い里親が少ない」と評価している里親担当職員が過半数を占めていた(表35)。

「里親票」においても、里親会へは半数以上が「必ず出席」しており、「時々出席している」も含めれば、約90%を占める(表72)。また、活動状況について、「活発である」「やや活発である」と認識している者の割合も、里親担当職員と似通っており、125名(58.9%)が活発であると評価している。

その一方、「あまり活発でない」という回答が71名(33.5%)を占めており、里親会に対する考えでは、「里親数が少ない」「若い里親の参加が少ない」

に半数以上が回答し、「活動がマンネリ化している」にも87名(41.0%)が回答している。そして、里親担当職員が肯定的に見ていた情報提供や連絡調整機能についても、「行政との調整役」について「思う」は81名(38.2%)、「研修会などの開催」について「思う」は98名(46.2%)、「様々な情報を流してくれる」に至っては「思う」は「思わない」と並んで54名(25.5%)と、里親側からすればあまり発揮されているとは見なされていない(なお、「里親票では、「所票」とは異なり、「どちらともいえない」という選択肢を入れている」(表73,74)。

3) レスパイトケア

養育里親も含めたレスパイトケアの利用状況について、里親担当職員にたずねたところ、利用した里親がいたところは46カ所(37.4%)、延べ件数で141件の利用があった(表26,27)。利用理由は、「休息」が最も多く、23カ所(51.1%)で45名の利用があった(表28)。レスパイトケア中の里子の委託先は、「里親家庭」で24カ所(53.3%)80名の利用、続いて「児童養護施設」で16カ所(35.6%)34名の利用であった(表29)。

一方、専門里親を対象とした「里親票」では、レスパイトケアの利用は24名(11.3%)、利用理由は「養育力の回復」「冠婚葬祭」など多岐にわたっており、とくに偏りは見られない(表78,79)。また、利用日数は、「2日間」「3日間」が最も多く、それぞれ6名(25.0%)であった(表80)。レスパイトケアを利用しない理由としては、「必要性なし」が114名(67.9%)と最も多かったほか、「その他」が40名(23.8%)であった(表81)。この「その他」の内訳を見ると、「レスパイトケアの未整備」を理由とするものが12件あり、レスパイト制度の未整備ないし説明不足という行政側の問題を指摘するものが少ないことがわかった。

6 里親制度に関する意識

専門里親制度、養育里親、社会的養護のあり方に関して、ほぼ共通の項目を用いて、里親担当職員と専門里親の意識調査を行った(表38-40、表82-84)。また、回答傾向に違いがあるかを見るため、「そう思う」「やや思う」への回答を「肯定」としてグループ化し、それ以外の「どちらともいえない」「あまり思わない」「全く思わない」を「非肯定」として括った上でクロス集計を行い、里親担当職員と専門里親との間の回答のばらつきについて χ^2 検定を用いて統計的に検証した(表A)。

1) 専門里親制度について

専門里親制度について、里親担当職員、専門里親双方とも、「(一般論として)施設養護に比べるとよい制度である」「専門里親は児童相談所のパートナー

表A 里親制度の意識調査【クロス集計結果1】

* : $P < 0.05$ ** : $P < 0.01$ *** : $P < 0.001$

○ 専門里親制度について…

施設養護と比べるとよい制度である ***

	肯定	非肯定
児相職員	70.8%	29.2%
専門里親	85.6%	14.4%

専門里親には高度な知識・技術が必要である *

	肯定	非肯定
児相職員	93.5%	6.5%
専門里親	85.6%	14.4%

○ 養育里親について…

養育里親はボランティアである **

	肯定	非肯定
児相職員	35.5%	64.5%
専門里親	51.0%	49.0%

養育里親は地域の子育て資源である **

	肯定	非肯定
児相職員	87.7%	12.3%
専門里親	74.0%	26.0%

養育里親は児童相談所の協力者である *

	肯定	非肯定
児相職員	89.9%	10.1%
専門里親	80.4%	19.6%

○ 家庭的養護の方がよいという考え方について…

里親の確保が困難なため施設養護にせざるを得ない ***

	肯定	非肯定
児相職員	76.1%	23.9%
専門里親	40.6%	59.4%

施設養護の方が専門家もいるので安心である ***

	肯定	非肯定
児相職員	29.7%	70.3%
専門里親	14.1%	85.9%

である」「専門里親は高度な知識・技術が必要である」「専門里親だけでは被虐待児の養育は難しい」という項目に対して、「そう思う」「やや思う」という肯定的回答が過半数を占め、「専門里親の資格をより厳しくすべきである」に対しては「どちらともいえない」という中立的反応が最も多く、「施設養護と比べるとリスクが高い」に対しては、「そう思う」「やや思う」という肯定的反応が半数程度に留まっている。

総体的には、両者の回答傾向は似通っているといえるが、 χ^2 検定の結果、「施設養護に比べるとよい制度である」「専門里親には高度な知識・技術が必要である」については、有意差が見られた。具体的な割合を見てみると、専門里親の方が「施設養護に比べるとよい制度である」と考える割合が15%程度高く、知識・技術の必要性については児童相談所側で

やや肯定的に捉える傾向が見られる。

また、2値（「肯定」「非肯定」）による χ^2 検定では有意差が見られなかったものの、単純集計結果から、「そう思う」と「やや思う」の割合に開きが見られるものもあり、微妙な意識の違いがあることがうかがわれる。

2) 養育里親について

養育里親に対する意識調査結果では、里親担当職員による里親への期待感が強く示唆されている。「養育里親はボランティアである」という項目に対して、専門里親は肯定的回答が否定的回答を上回っているのに対して、里親担当職員の回答は逆に否定的回答の方が多くなっており、この回答傾向は統計的にも有意差のあるものであることがわかった。そして、「養育里親は地域の子育て資源である」「養育里親は児童相談所の協力者である」に対しては、両者とも明らかに肯定的ではあるが、里親担当職員の方が明らかに肯定的に回答する割合が高くなっており、いずれの項目についても有意差が得られている。また、「所票」のみの調査項目である「養育里親は研修機会が少ない」に対しては、88名（63.8%）が「そう思う」「やや思う」に回答しており、里親担当職員が、養育里親の能力向上も含めて期待をしていると考えられる。

3) 社会的養護のあり方について

最後に、社会的養護に関する意識（家庭的養護のほうがいよという意見について）でも、「所票」「里親票」で同一の質問項目を用いてたずねた。ここでも、総体的には、両者の回答傾向は似通っているように見える。ただし、 χ^2 検定において、「里親の確保が困難なため施設養護にせざるを得ない」「施設養護の方が専門家もいるので安心である」の2項目については有意差が得られた。とくに、単純集計結果を参考にすると、「里親確保が困難」を理由とする施設措置に対して、両者の回答傾向はまったく異なることがうかがえる。「施設養護が安心」については、両者とも肯定的に回答する割合が半数には大きく満たないが、里親担当職員は肯定的回答が41名（29.7%）、中立的回答が69名（50.0%）、否定的回答が28名（20.3%）であったのに対して、専門里親は各々28名（13.2%）、73名（34.4%）、97名（45.8%）となっており、里親担当職員よりも専門里親の方が明確にこの意見に対して否定的な立場をとっていることがわかる。そのほかの項目についても、2値による χ^2 検定では有意差が得られなくとも、単純集計結果から、「子どもの利益を考えると家庭的養護を重視すべき」などで、「そう思う」と「やや思う」の割合に開きが見られるものもあり、リスクがあることは認めつつも、里親担当職員よりも強く家庭的養護を支持する専門里親の意識が垣間見える。

4) 里親担当職員間での意識の違いについて

最後に、児童相談所勤務経験年数により認識の違いが生まれるのかを検討したところ、2項目について有意差が見られた（表B）。いずれも、経験年数が上がれば、専門里親ないし家庭的養護にリスクを認める傾向が低くなることがうかがわせるものであり、さらなる検討を進める意義があると思われる。

表B 里親制度の意識調査【クロス集計結果2】

* : P<0.05 ** : P<0.01 *** : P<0.001

○専門里親制度について…		
施設養護と比べるとリスクが高い *		
	肯定	非肯定
5年未満	56.3%	43.8%
5年以上	37.5%	62.5%
○家庭的養護の方がよいという考え方について…		
家庭的養護は理想であるが現実にはリスクが高い *		
	肯定	非肯定
5年未満	75.5%	24.5%
5年以上	57.5%	42.5%

7. 親族里親登録・委託状況

平成14年度以降、親族里親への委託があった児相は52カ所（40.9%）であった（表21）。年度別に見ると、平成15-16年度は横倍で推移しているが、委託児数で見るとやや減少している（表22,23）。委託児の年齢は多様であるが、平成15年度、16年度とも、11歳以上15歳以下が半数弱を占め、16歳以上についても平成16年度には12名（18.8%）が委託されており、専門里親委託児童が10歳以下で半数を超えているのとは比べると、高年齢児が多いといえる（表24）。

また、制度が施行されて3年間で親族里親となった者については、「祖父・祖母」が94名（62.3%）と最も多く、それ以外はほとんどが「おじ・おば」となっていた（表25）。

IV 考 察

平成14年9月に里親制度が大幅に改正されて3年を経過しようとしている。この間、専門里親制度については、当研究所が府県・指定都市の委託を受けて、通信教育による認定研修を開催して、3年間で延べ288名の修了者を出すに至っている。制度開始からわずか3年であるが、専門里親の意義と児童相談所の対応実態等について貴重な資料が得られた。

これまでに述べてきた調査結果に加えて、自由回答記述内容を踏まえて、専門里親制度の今後のあり方について検討する。

1 増えない専門里親

専門里親登録数が早くも頭打ちの傾向を見せているのは、最大の課題の一つであろう。この背景にはいくつかの理由が考えられるが、総じて里親制度そのものの問題といってよいかもしれない。

たとえば、その一つとして、里親制度そのものの周知徹底が不十分なことがあげられる。本調査は一般人口を対象としたものではないが、里親担当職員を中心とした自由回答記述でもたびたび指摘されており、すでに厚生労働省でも認識されているところのものである（厚生労働省雇用均等・児童家庭局家庭福祉課長により発出された通知「里親家庭への保護を要する子どもの委託の促進について」）。

2点目として、里親担当職員の自由回答記述から、力量ある養育里親にはすでに2名以上の委託がなされており、その養育に加えて研修の負担をかけられないことが指摘されている。後述するように、研修そのものは今後さらに充実させていかなければならないため、レスパイト制度等の里親支援体制そのものの未確立性が問題にされなければならないことがあげられる。

3点目として、養育里親の中に、相当数の養子縁組希望里親がいることも要因として考えられる（里親担当職員による自由回答記述より）。すなわち、現在登録している里親では、保護者がおり、そして家庭復帰の可能性が否定できないケースに対する里親サービス（専門里親も含む）の供給量をカバーできないという実態があるということだ。制度上は、養子縁組制度と里親制度はわけられているが、実態的には養子縁組の難しさから里親を希望する者が相当数おり、里親登録数だけを見ても、実際の里親サービス供給量を計算できない状況があるといえ、今後、登録里親数のカウントの仕方を変更していくことも検討されてよいだろう。

このように、里親制度そのものに多くの課題が山積していると考えられ、専門里親の確保は一朝一夕に叶うものではない。量の確保には、大幅な改正が必要であると考えられるが、その一つとして、職業里親制度の導入を提案したい。本調査結果から明らかのように、現在、専門里親研修を修了している者の多くは比較的高齢の養育里親経験者であり、若年層あるいは児童福祉従事経験者層については十分に開拓されていない。養育困難ケースの委託が少なからずあることを鑑みれば、この二者のうち児童福祉従事経験者層が、制度拡張のための有用な潜在的資源と見なされてよいであろう（もちろん、若年層の開拓を軽視してよいということではない）。

これらの者を児童福祉職から専門里親へとリクルートしていく中で、「給与」等の身分保障がインセンティブとなることは想像に難くない。本調査では、

「ボランティア」として自らを認識している専門里親が多かったが、（専門）里親に付加される社会的責任を鑑みれば、それ相当の身分保障をして「プロ」としての認識を高めていくことが検討されてもよいのではないだろうか。

2 委託されない専門里親

都道府県・指定都市から推薦されて、専門里親として登録されているにも関わらず、委託がなされていない専門里親が少なからずいるということも、今後の専門里親制度のあり方を考える上で取り上げねばならない。

これについてもいくつかの理由が考えられるが、一つとして、「2年以内」という文言から、短期間での家庭復帰可能性が高い児童を委託するものと解されている場合もあることが考えられる。ただし、これについては、平成17年3月に厚生労働省雇用均等・児童家庭局家庭福祉課長により発出された通知「里親家庭への保護を要する子どもの委託の促進について」ですでに触れられ、その改善が促されているので、これ以上は触れない。

しかし、このこと以上に、本調査結果としてすでに述べたように、現在の専門里親の多くが養育里親経験者であり、すでに養育里親として委託を受けている場合が多いことを知っておかなければならない。専門里親には2名を超えて委託することが適わないという事情があるため、制度移行期の現在では、委託促進の大きなネックとなっている。里親型グループホームの制度化も含め、2名という枠については都道府県・指定都市の裁量に委ねることを検討してもよいであろう。

ただし、この委託問題は、「制度移行期」という一言で片付けられるほど単純なものではないことが、本調査結果からは示唆されている——とくに、専門里親側から指摘されていることであるが、やはり委託する側である児童相談所のあり方が問われてくる問題としても考えておかなければならない。

誤解を招かないように付記すれば、別に「児童相談所が悪い」ということではない。そうではなく、「児童相談所が委託しない」ということの背景には、里親を支援する児童福祉司の不十分な配置状況や、要保護児童のニーズの複雑化・重篤化に伴って増大する委託リスクを軽減するための支援体制の未確立といった、構造的な問題があるということである（いずれも後述）。委託候補児童の中には、知的障害や行動障害があったり、精神的に不安定であったりする子どもも相当数いると考えられるが、このような構造的問題を抱えたまま委託のみを進めれば、里親個人に負担が集中してしまうことは目に見えている。専門里親が「リスクはあっても委託して欲しい」と

考えているのに対して、「里親制度は望ましいが、現実には委託しても支援しきれない」という意識を里親担当職員が持ちがちなことは、「里親制度に関する意識」の調査結果に如実に現れていた通りであるが、これは委託元となる児童相談所の慎重さを表しているものと考えられよう。

政策的に委託促進のための次の一手を打つためには、このような複雑な背景があることを理解しておく必要がある——支援なくして責任ある委託は困難なものとして認識しておかなければならないのである。

3 養育里親との住み分け

先ほど「制度移行期」ということばを使ったが、里親担当職員、専門里親双方の自由回答記述を見ると、養育里親と専門里親の住み分けが充分でないことが示唆されている。

制度的には、被虐待児は専門里親に委託されるのが望ましいと考えられる。しかし、現実的には、すでに専門里親制度施行に先行して、被虐待児を力量ある養育里親に委託しているという実態がある。このとき、「被虐待児を受託している養育里親を全員専門里親として認定する」という方向性で都道府県・指定都市が動けば、いずれは専門里親には被虐待児（と非行児童）、養育里親にはそれ以外の要保護児童という住み分けができる。しかし、先述したように、養育里親に専門里親研修を受けさせるのは、現実的には相当の負担をかけるものと認識されており、しばらくはこの混迷が続くような感がある。

この問題の解決については、都道府県・指定都市の力の入れ方にかかってくる。研修にかかるレスパイト体制などを整え、専門里親研修を受講するよう、力量ある養育里親を計画的に推薦していくことが望ましいといえる。ただし、財政難などにより打つ手を模索している自治体もあると考えられ、一定期間、国が認定研修促進を目的とする財源負担を行って、本事業の強化をはかることも検討の余地がある。

また、被虐待児かどうかというところで住み分けをしたとしても、実態的にはまだ問題が残る。それは、被虐待のケースでなくとも、知的障害や行動障害、ときには身体障害などの課題を抱えた子どもが養育里親に委託されているという実態である。つまり、「被虐待児は養育困難、それ以外は困難ではない」という図式は実際には成り立っていない——別の言い方をすれば、仮に被虐待児にかかるケア負担度を3とした場合（そしてそのためのケアにかかる手当を9万円とすると）、被虐待児以外の要保護児童のケア負担度は1（手当にして3万円）にはなっていないということである。このことが現在の里親制度では合理的に取り扱われていないように思える。

この解決策には、合理性あるアセスメントが不可

欠であろう。アセスメント段階で、「この子どもが、どのようなニーズを持った子どもで、どのようなサービスを必要とし、そのためにどのくらいのコストがかかるのか」が判別できるなら、委託の際の説明責任も果たしやすくなるし、専門里親と養育里親（必要であればほかの種類の新たな里親）が住み分けられる。さらに、手当額についても、委託する里親の種類に応じて変わるだけでなく、ニーズに応じて斟酌可能なものとなる。

もちろん、これは机上で論じるほどに簡単なものではない。しかし、非行児童の委託や、保護受託者制度廃止に伴う年長児童の自立支援が期待される現在、ますますこのことについては問われてくると認識しておかなければならない。

4 専門里親の質的側面

量が仮に確保されたとしても、専門里親の質が低下するようなことがあれば、委託が回避されることにつながってしまう。専門里親の質的向上を目指す場合、里親自身の力量をあげる方法と、里親が機能しやすくなる環境を整える方法のふたつが考えられる。

前者については、資格及び研修制度の再検討があげられる。専門里親になるための養成研修はおおむね有用なものであると認識されており、各地で行われている研修への参加状況も良好である。

また、本調査で実施した里親制度等の意識調査結果を見ても、自由回答記述内容からも、高度な知識や技術が必要であるという考えには、里親担当職員、専門里親の双方から肯定的な反応が得られていることから、里親にとって有用だと認知され、また里親担当職員にとっても委託リスクの軽減につながると思われるような研修機会を増やすことは、継続して検討されなければならない。

ただし、専門里親のみを対象とした研修を今後も都道府県・指定都市レベルで継続できるかとなると、母集団の小ささから、実施可能性が低いと考えられている。養育里親と専門里親は異なる児童を委託されるように制度的に設計されていることから、すでに定められている継続研修を含めて、やはり研修体系を細分化していくことが必要だと考えられる。児童相談所ごと（あるいは地域によっては都道府県・指定都市ごと）のきめ細やかな研修の実施が難しいのであれば、現実的な策として、里親会などを通じたブロック別等の広域を対象とした研修、児童福祉施設職員との合同研修なども試行される必要があるだろう。

後者（里親が機能しやすくなる環境を整える方法）については、里親会のあり方再考も含まれるべきである。当事者会は、相互援助機能が働きやすく、そ

の潜在的な力をうまく引き出すことができればきわめて有用な資源となる。このことは政策的にも「里親養育相互援助事業」の運用において認められている（厚生労働省雇用均等・児童家庭局家庭福祉課長通知「里親家庭への保護を要する子どもの委託の促進について」）。

しかし、実際には里親担当職員、専門里親の双方から、情報提供等で一定の協力関係は結べるものの、マンネリ化や会員数減少傾向を感じ取っている者が少なくないことがわかる。活発な里親会へは何らかの事業委託をするなど、里親会改革のインセンティブになるものを提示し、里親会活性化（あるいはそれに代わる団体の創出ないし特定）の方策を各都道府県・指定都市で考えていかなければならない。もちろん、里親のリクルートそのものも、この改革と並行して知恵を出し合わねばならないだろう。

また、レスパイトケアについては、先行研究²⁾を見ても、実際の期待と現実とのギャップが大きいサービスであることが明らかにされている。一般家庭と比して、利用率は圧倒的に高いと思われるし、今後その整備に努めていかなければならないだろう。加えて、先述したように、養育里親として機能している者たちの中には、研修の負担から専門里親研修の受講を忌避することがあるようなので、研修のためのレスパイトについては制度的基準である7日間のうちに含まないなどの特例を出す必要もあろう。このことは、厚生労働省雇用均等・児童家庭局家庭福祉課長通知「里親家庭への保護を要する子どもの委託の促進について」でも触れられており、都道府県・指定都市の工夫が問われるものとなっている。

なお、レスパイト先である里親や施設が疲弊している（里親担当職員の自由回答記述より）ことも考慮し、社会的養護そのものの改革（後述）として考えていく必要性も忘れてはならない。

また、児童福祉施設と児童相談所によるバックアップ体制は、専門里親の質の向上の観点からも、これからさらに考えていかなければならない事項である。児童相談所については、一定の知見が本調査研究からも得られており、次に考察を加える。

5 児童相談所による里親支援体制

児童相談所と里親はパートナー関係にあるのが理想であろう。しかし、委託プロセスにおいて、二者間で十分なコミュニケーションが図られているという根拠はまだ得られていない。従来、雇用均等・児童家庭局長通知「里親制度の運用について」により、「都道府県知事は、委託児童に対して適切な社会的な養育を行うため、必要に応じて、児童相談所、里親、児童委員、児童福祉施設、福祉事務所などによる養育チームを編成し、会議を開催するなど、児童

の養育について協議し、里親の行う児童の養育の向上を図ること」とされていたが、実際には必ずしも会議が開かれていないこと、しかも、その会議には里親が参加していないことが、本調査で明らかにされた。

このような実態がある一方、里親制度の改革は急ピッチで進められており、里親に対しては、監護・教育・懲戒権が付与され、最低基準において守秘義務などの規制がかけられるようになっている。このような政策動向を踏まえれば、里親委託が児童養護施設等への措置と同等のものとして扱われるよう、児童票や養育計画の文書化などを徹底して行うことを考えてもよい時期とも考えられる。その中で、児童相談所が委託当初より里親とケース検討を行い、研修不足を実際のケース対応支援により補う方向性は十分に検討に値するものと考えられる。

しかし、児童相談所については、前述したように、構造的な問題を抱え込んでしまっている。自由回答記述を見ると、専門里親からはしばしば「児童福祉司は素人同然」といった厳しい批判がなされ、里親担当職員からは「家庭的養護を促進するなら、里親担当を専任で配置すべき」といった声が頻繁に出されている。これは、里親制度の問題というよりも、児童相談所マンパワーの量と質に関わる問題である。

また、何度か述べてきたように、「リスクがあっても委託して欲しい」という専門里親と、「支援なくして養育の難しい子どもは委託できない」とする里親担当職員の意識の違いがあるが、このことが児童相談所と専門里親との間で葛藤を生じさせることも少なからずあると推測する。このギャップを埋めるためには、「専門里親の質的側面」として考察してきたように、児童相談所が今よりも安心して委託できるような里親支援体制を整えるよりほかにはないであろうし、その体制の中核には里親担当職員がいなければならない。「両者の相互理解を」というアドバルーンだけでは、このリスクをめぐる葛藤状況は解決されえない。

なお、自由回答記述の中には、「委託先の児童相談所には（委託解除される不安から）相談しにくい」「里親専門機関があってよい」という意見もあった。海外の実情を見ると、保護・介入は公的機関で行い、予防サービスや里親支援サービスはNPOが担うところもある。里親会やNPO/NGO、あるいは社会福祉法人への業務委託も地域の実情に応じて考えることもできるだろう。

6 社会的養護のあり方について

家庭的養護は、政策的にも理論的にも支持されているが、本調査からは、里親担当職員からも専門里親からも支持されているものであることが明らかと

なった。しかし、先述したように、施設が里親のレスパイトまでカバーできない現状、そしてそもそも里親が十分に確保されない現状を鑑みたとき、施設の小規模化・地域化を促進すること、本体施設による里親やグループホームへのバックアップ機能を高めることが並行してなされなければならない。里親制度は、児童相談実施体制、社会的養護実施体制とリンクした巨大なシステムの一部であり、総合的な改革が不可欠であることが本調査を通して再認識できる。

【引用文献】

- 1) 厚生科学研究費補助金（子ども家庭総合研究事業）「児童福祉専門職の児童虐待対応に関する専門性向上のためのマルチメディア教育訓練教材および電子書式の開発的研究」（主任研究者・芝野松次郎）、2001年。
- 2) 児童福祉施設による里親支援のあり方に関する調査研究委員会「『児童福祉施設による里親支援のあり方の調査研究事業』報告書」、全国社会福祉協議会、2004年。

児童相談所里親担当職員に対する里親制度等に関する調査結果（単純集計）

表1 里親担当職員の就労形態

就労形態	ヶ所数	%
常勤・専任	6	4.3
常勤・兼任	117	84.4
非常勤・専任	10	7.2
非常勤・兼任	1	0.7
その他	4	2.9
計	138	100.0

表2 里親担当職員の職種

職種	ヶ所数	%
専門職	55	40.1
一般職（行政職）	71	51.8
その他	11	8
計	137	100.0

※無回答1件を除く。

表3 児童相談所での経験年数

経験年数	ヶ所数	%
1年未満	29	21.0
5年未満	69	50.0
10年未満	15	10.9
15年未満	17	12.3
20年以上	8	5.8
計	138	100.0

表7 年度別、項目別人数

年度	①受講者数	②申請者数	③認定者数	④登録者数	⑤未登録者数	⑥委託児童数
14	56	37	36	34	6	8
15	111	98	92	91	9	19
16	80	63	46	48	16	18
計	247	198	174	173	31	45

※東京都が回答。東京都児童相談所10ヶ所は一括計上。

表4 児童相談所の児童福祉司の人数

児童福祉司数	ヶ所数	%
1～5人	40	29.9
6～10	45	33.6
11～15	35	26.1
16～20	8	6.0
21人以上	6	4.5
計	134	100.0

※無回答4件を除く。

表5 児童福祉司の採用形態

採用形態	ヶ所数	%
専門職として	28	21.1
一般職として	35	26.3
専門職・一般職混合	67	50.4
その他	3	2.3
計	133	100.0

※無回答5件を除く。

表6 専門里親養成教育修了者の有無

	ヶ所数	%
いる	87	68.0
いない	41	32.0
計	128	100.0

※東京都が回答。東京都児童相談所10ヶ所は一括計上。

※無回答1件を除く

表 8 専門里親未登録の理由

	ヶ所数	%
知っている	19	22.9
知らない	13	15.7
非該当（未登録者無し）	51	61.4
計	83	100.0

※東京都が回答。東京都児童相談所 10ヶ所は一括計上。

※無回答 4 件を除く。

表 9 専門里親未登録の理由別 (MA) n=19

理由	ヶ所数(%)	人数(%)
被虐待児の養育に自信が無い	1(5.3)	0(0.0)
今受託している子どもの養育で精一杯	6(31.6)	12(40.0)
家族の都合	0(0.0)	0(0.0)
もともと専門里親になる意志がなかった	3(15.8)	2(6.7)
その他	12(54.5)	16(53.3)
計		30(100.0)

※東京都が回答。東京都児童相談所 10ヶ所は一括計上。

表 10 専門里親への被虐待児の委託の有無

	ヶ所数	%
委託している	24	28.6
委託していない	52	61.9
委託と非委託の両方	6	7.1
非該当	2	2.4
計	84	100.0

※東京都が回答。東京都児童相談所 10ヶ所は一括計上。

※無回答 3 件を除く。

表 11 専門里親に児童を委託しない理由 (MA) n=55

理由	ヶ所数	人数(%)
専門里親としての養育知識・技術に不安がある	3 (5.5)	2 (3.0)
委託要件があわないため	6 (10.9)	5 (7.5)
専門里親に委託すべき被虐待児がいない	18 (32.7)	4 (6.0)
養育里親としてすでに里子を委託している	23 (41.8)	48 (71.6)
実親の同意が得られない	0 (0.0)	0 (0.0)
被虐待児がいない	0 (0.0)	0 (0.0)
非該当	3 (5.5)	0 (0.0)
その他	8 (14.5)	8 (11.9)

※東京都が回答。東京都児童相談所 10ヶ所は一括計上。

※無回答 3 件を除く。

表 12 委託前の児童の状況 (MA) n=29

	ヶ所数(%)	人数(%)
乳児院	0 (0.0)	0 (0.0)
児童養護施設	4 (13.8)	5 (12.5)
一時保護所	13 (44.8)	20 (50.0)
養育里親・短期里親	5 (17.2)	5 (12.5)
実親・親族里親から	8 (27.6)	9 (22.5)
その他の児童福祉施設	1 (3.4)	1 (2.5)
計		40 (100.0)

※無回答 1 件を除く。

表 13 委託児童の主たる虐待の種類 (MA) n=29

種類	ヶ所数(%)	人数(%)
身体的虐待	15 (51.7)	19 (38.0)
心理的虐待	9 (31.0)	13 (26.0)
ネグレクト	11 (37.9)	15 (30.0)
性的虐待	3 (10.3)	3 (6.0)
計		50 (100.0)

※無回答 1 件を除く。

表 14 児童を委託する際の養育計画会議の有無

	ヶ所数	%
おこなった	15	53.6
おこなっていない	13	46.4
計	28	100.0

※無回答 2 件を除く。

表 15 養育計画会議の構成員 (MA) n=15

構成員	ヶ所数	%
所長	12	80.0
医師	1	6.7
相談課長	10	66.7
児童担当児童福祉司	15	100.0
判定課長	8	53.3
担当心理判定員	13	86.7
里親担当児童福祉司	9	60.0
弁護士	0	0.0
保育士・児童指導員	4	26.7
里親	4	26.7
施設職員	1	6.7
その他	3	20.0

表 16 専門里親と委託児童の委託前交流機会の有無

	ヶ所数	%
必ずもうけている	21	72.4
必要に応じてもうけている	4	13.8
もうけていない	4	13.8
計	29	100.0

※無回答 1 件を除く。

表 17 児童を委託する場合に考慮する事柄

事 柄	考慮した(%)	考慮しな かった(%)	無回答(%)	計(%)
専門里親が児童虐待について理解している	29 (96.7)	0 (0.0)	1 (3.3)	30 (100.0)
専門里親が豊富な養育経験を持っている	28 (93.3)	1 (3.3)	1 (3.3)	30 (100.0)
児童相談所と日頃から信頼関係あり	25 (83.3)	2 (6.7)	3 (10.0)	30 (100.0)
専門里親と措置児童のマッチングがよい	26 (86.7)	1 (3.3)	3 (10.0)	30 (100.0)

表 18 専門里親に委託した主な理由 (MA) n=29

理 由	ヶ所数(%)	人数(%)
児童福祉施設への措置が困難だったため	6 (20.7)	5 (9.3)
実親が要望したため	5 (17.2)	6 (11.1)
個別的な関わりが必要であると判断したため	24 (82.8)	33 (61.1)
一時保護所への入所が困難なため	0 (0.0)	0 (0.0)
当該児童の希望を受け入れたため	5 (17.2)	10 (18.5)
その他	1 (3.4)	0 (0.0)
計		54 (100.0)

※無回答 1 件を除く。

表 19 児童の生育歴など専門里親への説明

説明方法	はい(%)	必要に 応じて(%)	いいえ(%)	無回答(%)	計(%)
養育計画を渡し、これに基づいて説明した	12(40.0)	2(6.7)	7(23.3)	9(30.0)	30(100.0)
児童票を渡し、これに基づいて説明した	9(30.0)	1(3.3)	8(26.7)	12(40.0)	30(100.0)
養育計画と児童票を渡ししながら説明した	7(23.3)	2(6.7)	12(40.0)	9(30.0)	30(100.0)
特に資料を用意せず、口頭で説明した	7(23.3)	2(6.7)	9(30.0)	12(40.0)	30(100.0)
委託児童を理解しているので、特に説明なし	1(3.3)	1(3.3)	14(46.7)	14(46.7)	30(100.0)
児童のプライバシーがあるので、説明なし	0(0.0)	1(3.3)	15(50.0)	14(46.7)	30(100.0)

* 男女両方の委託を行っている児童相談所は、1ヶ所としてカウントしている。

※東京都が回答。東京都児童相談所 10ヶ所は一括計上。

※平成 14 年度から 16 年度までで委託を行なっている児童相談所の総数は 52ヶ所。

表 20 委託後、里子と実親との交流の有無 (MA) n=27

	ヶ所数(%)	数(%)
定期的に交流している	7 (25.9)	8 (20.5)
必要に応じて交流している	8 (29.6)	11 (28.2)
交流がない	14 (51.9)	20 (51.3)
計		39 (100.0)

※無回答 3 件を除く。

表 21 親族里親の該当者の有無

	ヶ所数	%
いる	52	40.9
いない	75	59.1
計	127	100.0

※東京都が回答。東京都児童相談所 10ヶ所は一括計上。

※無回答 2 件を除く。

表 22 年度別・性別親族里親委託児童相談所数

性別／年度	14年度(%)	15年度(%)	16年度(%)
男	5(55.6)	24(77.4)	22(71.0)
女	5(55.6)	22(71.0)	22(71.0)
計	*9(100.0)	*31(100.0)	*31(100.0)

表 23 年度別、性別親族里親委託児童数

性別／年度	14年度(%)	15年度(%)	16年度(%)	計
男	10(66.7)	40(55.6)	29(45.3)	79
女	5(33.3)	32(44.4)	35(54.7)	72
計	15(100.0)	72(100.0)	64(100.0)	151

※東京都が回答。東京都児童相談所 10ヶ所は一括計上。

表 24 年度別・委託児年齢別児童数

児の年齢/年度	14年度	15年度	16年度	計
5歳以下	1(6.7)	5(6.9)	9(14.1)	15
6～10	7(46.7)	27(37.5)	13(20.3)	47
11～15	6(40.0)	34(47.2)	30(46.9)	70
16歳以上	1(6.7)	6(8.3)	12(18.8)	19
計	15(100.0)	72(100.0)	64(100.0)	151

※東京都が回答。東京都児童相談所 10ヶ所は一括計上。

表 25 委託児と親族との関係

年度／関係	おじ・おば	祖父・祖母	実姉	異父姉	その他	無記入	計
14年度	9 (60.0)	6 (40.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	15 (100.0)
15	15 (20.8)	56 (77.8)	0 (0.0)	0 (0.0)	1 (1.4)	0 (0.0)	72 (100.0)
16	24 (37.5)	32 (50.0)	3 (4.7)	1 (1.6)	0 (0.0)	4 (6.3)	64 (100.0)
計	48 (31.8)	94 (62.3)	3 (2.0)	1 (0.7)	1 (0.7)	4 (2.6)	151 (100.0)

※東京都が回答。東京都児童相談所 10 ケ所は一括計上。

表 26 レスパイトケアを利用した里親の有無

	ヶ所数	%
いる	46	37.4
いない	75	61.0
非該当	2	1.6
計	123	100.0

※東京都が回答。東京都児童相談所 10 ケ所は一括計上。

※無回答 6 件を除く。

表 27 レスパイトケアの利用延べ件数 n=46

件数	ヶ所数(%)	実数(%)
1件	17 (37.0)	17 (12.1)
2	10 (21.7)	20 (14.2)
3	11 (23.9)	33 (23.4)
4件以上	8 (17.4)	71 (50.4)
計		141 (100.0)

※東京都が回答。東京都児童相談所 10 ケ所は一括計上。

表 28 レスパイトケアを利用した理由 (MA) n=45

利用理由	ヶ所数(%)	人数(%)
家族の入院・受療	7 (15.6)	17 (14.2)
冠婚葬祭	14 (31.1)	17 (14.2)
仕事の都合	10 (22.2)	17 (14.2)
休息	23 (51.1)	45 (37.5)
その他	15 (33.3)	24 (20.0)
計		120 (100.0)

※東京都が回答。東京都児童相談所 10 ケ所は一括計上。

※無回答 1 件を除く。

表 29 レスパイトケア中の里子の委託先 (MA) n=45

委託先	ヶ所数(%)	人数(%)
里親家庭	24 (53.3)	80 (57.1)
乳児院	8 (17.8)	10 (7.1)
児童養護施設	16 (35.6)	34 (24.3)
一時保護所	6 (13.3)	15 (10.7)
親族宅	0 (0.0)	0 (0.0)
その他	1 (2.2)	1 (0.7)
計		140 (100.0)

※東京都が回答。東京都児童相談所 10 ケ所は一括計上。

※無回答 1 件を除く。

表 30 専門里親継続研修の実施状況

実施状況	ヶ所数	%
すでに実施・予定	68	55.3
実施できない	22	17.9
分からない	33	26.8
計	123	100.0

※東京都が回答。東京都児童相談所 10 ケ所は一括計上。

※無回答 6 件を除く。

表 31 専門里親継続研修の実施方法

方法	ヶ所数	%
単独で実施	31	45.6
委託して実施	37	54.4
計	68	100.0

※東京都が回答。東京都児童相談所 10 ケ所は一括計上。

表 32 専門里親継続研修が実施できない理由 (MA)
n=22 (問 19-SQ2)

理由	ヶ所数	%
専門里親の数が少ない	16	72.7
予算がない	5	22.7
指導者の確保が困難	8	36.4
国の動向をみて	4	18.2
忙しい	2	9.1
その他	4	18.2

※東京都が回答。東京都児童相談所 10 ケ所は一括計上。

表 33 里親会の会合への出席頻度 (問 20)

	ヶ所数	%
必ず出席している	62	45.9
ときどき出席	64	47.4
出席していない	9	6.7
計	135	100.0

※無回答 3 件を除く。

表 34 里親会の活動状況 (問 21)

	ヶ所数	%
活発である	27	20.3
やや活発である	54	40.6
あまり活発でない	46	34.6
ほとんど活動なし	6	4.5
計	133	100.0

※無回答 5 件を除く。

表 35 里親会についての考え（ヶ所数）

考え	はい(%)	いいえ(%)	無回答(%)	計(%)
児童相談所へ情報を提供してくれる	102 (73.9)	31 (22.5)	5 (3.6)	138 (100.0)
児童福祉行政に協力的である	119 (86.2)	15 (10.9)	4 (2.9)	138 (100.0)
マンネリ化している	80 (58.0)	47 (34.1)	11 (8.0)	138 (100.0)
会員の里親数が少ない	73 (52.9)	57 (41.3)	8 (5.8)	138 (100.0)
若い里親の参加が少ない	82 (59.4)	52 (37.7)	4 (2.9)	138 (100.0)

表 36 里親研修の実施の有無

	ヶ所数	%
実施している	125	99.2
実施していない	1	0.8
計	126	100.0

※東京都が回答。東京都児童相談所 10ヶ所は一括計上。

※無回答 3 件を除く。

表 37 里親研修会の実施方法 (MA) n=125

	ヶ所数	%
都道府県・市単位で一括実施	74	59.2
都道府県内のブロック単位で実施	15	12.0
児童相談所単位で実施	90	72.0
その他	4	3.2

※東京都が回答。東京都児童相談所 10ヶ所は一括計上。

表 38 専門里親制度についての考え（ヶ所数）

	そう思う	やや思う	どちらとも 言えない	あまり思 わない	全く思わ ない	無回答	計(%)
一般論として施設養護に比べると良い制度だ	50(36.2)	47(34.1)	37(26.8)	2(1.4)	1(0.7)	1(0.7)	138(100.0)
専門里親は児童相談所のパートナーである	59(42.8)	57(41.3)	17(12.3)	3(2.2)	2(1.4)	0(0.0)	138(100.0)
専門里親には高度な知識・技術が必要である	91(65.9)	38(27.5)	7(5.1)	2(1.4)	0(0.0)	0(0.0)	138(100.0)
専門里親だけでは被虐待児の養育は難しい	82(59.4)	35(25.4)	18(13.0)	2(1.4)	0(0.0)	1(0.7)	138(100.0)
専門里親の資格をより厳しくすべきである	12(8.7)	26(18.8)	69(50.0)	24(17.4)	7(5.1)	0(0.0)	138(100.0)
施設養護に比べるとリスクが高い	20(14.5)	49(35.5)	55(39.9)	10(7.2)	2(1.4)	2(1.4)	138(100.0)

表 39 養育里親についての考え（ヶ所数）

	そう思う	やや思う	どちらとも 言えない	あまり思 わない	全く思わ ない	計(%)
養育里親はボランティアである	9 (6.5)	40 (29.0)	32 (23.2)	30 (21.7)	27(19.6)	138 (100.0)
養育里親は地域の子育て資源である	79 (57.2)	42 (30.4)	10 (7.2)	7 (5.1)	0 (0.0)	138 (100.0)
養育里親は児童相談所の協力者である	76 (55.1)	48 (34.8)	9 (6.5)	3 (2.2)	2 (1.4)	138 (100.0)
養育里親は費用について困っている	20 (14.5)	29 (21.0)	43 (31.2)	40 (29.0)	6 (4.3)	138 (100.0)
養育里親は要望が多い	12 (8.7)	20 (14.5)	60 (43.5)	37 (26.8)	9 (6.5)	138 (100.0)
養育里親は研修機会が少ない	33 (23.9)	55 (39.9)	29 (21.0)	20 (14.5)	1 (0.7)	138 (100.0)

表 40 社会的養護を充実するための考え（ヶ所数）

	そう思う	やや思う	どちらとも 言えない	あまり思 わない	全く思わ ない	無回答	計(%)
子どもの利益を考えると家庭的養護を重視すべき	68(49.3)	51(37.0)	19(13.8)	0(0.0)	0(0.0)	0(0.0)	138(100.0)
家庭的養護は理想であるが現実にはリスクが高い	34(24.6)	63(45.7)	28(20.3)	13(9.4)	0(0.0)	0(0.0)	138(100.0)
里親確保が困難なため施設養護にせざるを得ない	43(31.2)	62(44.9)	23(16.7)	8(5.8)	2(1.4)	0(0.0)	138(100.0)
施設養護の方が専門かもいるので安心である	4 (2.9)	37(26.8)	69(50.0)	23(16.7)	5(3.6)	0(0.0)	138(100.0)
児童相談所の支援体制整備を優先させるべきで	55(39.9)	48(34.8)	29(21.0)	3(2.2)	0(0.0)	3(2.2)	138(100.0)

表 41 都道府県・指定都市別児童相談所数

	ヶ所数	%
都	10	7.3
道	6	4.4
府・県	110	80.3
指定都市	11	8.0
計	137	100.0

※無回答 1 件を除く。

専門里親養成研修修了者に対する調査結果（単純集計）

表 42 年度別専門里親養成研修修了者数

年度	ヶ所数	%
14年度	39	18.4
15	85	40.1
16	85	40.1
無回答	3	1.4
計	212	100.0

表 46 研修参加時の里子の人数

里子の人数	件数	%
1人	80	55.2
2人	47	32.4
3人以上	18	12.4
計	145	100.0

表 43 専門里親養成研修参加者の資格

	人数	%
養育里親	144	67.9
専門職	19	9.0
養育里親と専門職の両方	46	21.7
その他	2	0.9
無回答	1	0.5
計	212	100.0

表 47 養成研修参加した専門職の職種

職種	人数	%
保育士	28	43.1
児童指導員	10	15.4
教諭	11	16.9
看護職	7	9.2
その他	4	6.2
無回答	7	9.2
計	67	100.0

表 44 養育里親の経験年数

経験年数	人数	%
1年未満	3	1.4
1～5年	36	17.0
6～10	41	19.3
11～15	43	20.3
16～20	28	13.2
21年以上	38	17.9
無回答	23	10.8
計	186	100.0

表 48 専門里親の認定・登録の有無

	人数	%
している	151	71.2
していない	57	26.9
無回答	4	1.9
計	212	100.0

表 45 研修参加時の里子の有無

	人数	%
いた	145	68.4
いなかった	52	24.5
無回答	15	7.1
計	212	100.0

表 49 年度別登録者数（平成 17 年 1 月まで）

登録年度	人数	%
14年度	1	0.7
15	38	25.2
16	65	43.0
17	20	13.2
無回答	27	17.9
計	151	100.0

表 50 月別登録者数

月	人数	%
1	12	7.9
2	20	13.2
3	34	22.5
4	13	8.6
5	3	2.0
6	0	0.0
7	4	2.6
8	11	7.3
9	2	1.3
10	3	2.0
11	6	4.0
12	10	6.6
無回答	33	21.9
計	151	100.0

表 51 専門里親未登録の理由

	人数	%
被虐待児の養育に自信がない	1	1.8
今受託している子どもで精一杯	5	8.8
家族の都合	0	0.0
もともと専門里親になる意思なし	0	0.0
その他	42	73.7
無回答	9	15.8
計	57	100.0

表 52 専門里親未登録の理由（その他の内訳）

理由	人数	%
まだ実習中である	9	21.4
申請中または申請する予定	21	50.0
その他	12	28.6
計	42	100.0

表 53 被虐待児委託の有無

	人数	%
受託している	44	29.1
かつて受託していた	10	6.6
受託していない	96	63.6
無回答	1	0.7
計	151	100.0

表 54 受託している被虐待児数

被虐待児数	人数	%
1人	41	75.9
2人	12	22.2
無回答	1	1.9
計	54	100.0

表 55 受託児の性別（1人受託）

性別	人数	%
男	13	31.7
女	27	65.9
無回答	1	2.4
計	41	100.0

表 56 受託児の年齢（1人受託）

年齢	人数	%
1 - 5歳	12	29.3
6 - 10	13	31.7
11 - 15	8	19.5
16歳以上	8	19.5
計	41	100.0

表 57 受託児の性別（2人受託）

性別／人数	1人目		2人目	
	人数	%	人数	%
男	10	83.3	3	25.0
女	2	16.7	9	75.0
計	12	100.0	12	100.0

表 58 受託児の年齢（2人受託）

年齢／人数	1人目		2人目	
	人数	%	人数	%
1 - 5歳	3	25.0	4	33.3
6 - 10	4	33.3	3	25.0
11 - 15	3	25.0	2	16.7
16歳以上	1	8.3	2	16.7
無回答	1	8.3	1	8.3
計	12	100.0	12	100.0

表 59 スムーズに受託できたか【1人目】

	人数	%
スムーズに受託できた	36	66.7
児童相談所に働きかけた	7	13.0
条件が合うまで待った	2	3.7
その他	8	14.8
無回答	1	1.9
計	54	100.0

表 60 スムーズに受託できたか【2人目】

	人数	%
スムーズに受託できた	9	75.0
児童相談所に働きかけた	0	0.0
条件が合うまで待った	1	8.3
その他	1	8.3
無回答	1	8.3
計	12	100.0

表 61 受託している被虐待児の養育【1人目】

	人数	%
特に問題はない	13	24.1
やや困っている	27	50.0
かなり困っている	7	13.0
無回答	7	13.0
計	54	100.0

表 62 困っている理由別人数 (MA) n=34【1人目】

	人数	%
知的な遅れがある	7	20.6
精神・行動上の問題がある	25	73.5
その他	8	23.5
無回答	0	0.0

表 63 受託している被虐待児の養育【2人目】

	人数	%
特に問題はない	2	16.7
やや困っている	7	58.3
かなり困っている	3	25.0
計	12	100.0

表 64 困っている理由別人数 (MA) n=10【2人目】

	人数	%
知的な遅れがある	5	50.0
精神・行動上の問題がある	7	70.0
その他	1	10.0
無回答	0	0.0

表 65 受託時の児童に関する記録の受渡の有無

有無／人数	1人目		2人目	
	人数	%	人数	%
渡された	36	66.7	7	58.3
渡されていない	14	25.9	4	33.3
わからない	1	1.9	1	8.7
無回答	3	5.6	0	0.0
計	54	100.0	12	100.0

表 66 受託児童と実親との交流有無【1人目の里子】

	人数	%
ある	15	27.8
ない	27	50.0
その他	8	14.8
無回答	4	7.4
計	54	100.0

表 67 里子と実親との交流回数【1人目の里子】

回数	人数	%
年1回	1	6.7
2回	4	26.7
3回	1	6.7
4回	1	6.7
5回以上	6	40.0
無回答	2	13.3
計	15	100.0

表 68 里子と実親との交流の有無【2人目の里子】

	人数	%
ある	4	33.3
ない	6	50.0
その他	2	16.7
計	12	100.0

表 69 受託児童と実親との交流回数【2人目の里子】

回数	人数	%
年1回	1	25.0
2回	—	—
3回	—	—
4回	—	—
5回以上	2	50.0
無回答	1	25.0
計	4	100.0

表 70 専門里親養成教育の評価

	人数	%
大変役立っている	22	40.7
やや役立っている	26	48.1
どちらとも言えない	3	5.6
あまり役立っていない	1	1.9
全く役立っていない	0	0.0
無回答	2	3.7
計	54	100.0

表 71 被虐待児を委託しない理由

理由	人数	%
養育知識・技術に不安がある	4	2.5
委託要件が合わない	5	3.2
委託すべき被虐待児がいない	25	15.8
すでに里子を受託している	42	26.6
実親の同意が得られない	7	4.4
その他	67	42.4
無回答	8	5.1
計	158	100.0

表 72 里親会の会合への出席状況

	人数	%
必ず出席する	116	54.7
ときどき出席する	73	34.4
出席していない	18	8.5
無回答	5	2.4
計	212	100.0

表 73 里親会の活動状況

	人数	%
活発である	34	16
やや活発である	91	42.9
あまり活発でない	71	33.5
活動していない	5	2.4
無回答	11	5.2
計	212	100.0

表 74 里親会に対する考え（イメージ）

	思う	どちらとも いえない	思わない	無回答	計
行政との調整役	81 (38.2)	69 (32.5)	47 (22.2)	15 (7.1)	212(100.0)
研修会などの開催	98 (46.2)	71 (33.5)	30 (14.2)	13 (6.1)	212(100.0)
様々な情報を流してくれる	54 (25.5)	89 (42.0)	54 (25.5)	15 (7.1)	212(100.0)
活動がマンネリ化	87 (41.0)	82 (38.7)	28 (13.2)	15 (7.1)	212(100.0)
里親数が少ない	127 (59.9)	49 (23.1)	21 (9.9)	15 (7.1)	212(100.0)
若い里親の参加が少ない	123 (58.0)	52 (24.5)	24 (11.3)	13 (6.1)	212(100.0)

表 75 府県・指定都市主催の研修会実施の有無

	人数	%
実施している	137	64.6
ときどき実施している	53	25.0
実施していない	9	4.2
無回答	13	6.1
計	212	100.0

表 78 レスパイトケアの利用状況

	人数	%
利用したことがある	24	11.3
利用したことがない	168	79.2
無回答	20	9.4
計	212	100.0

表 76 前年度 1 年間の研修会実施回数

回数	人数	%
0	2	1.1
1	26	13.7
2	62	32.6
3	40	21.1
4	21	11.1
5回以上	16	8.4
無回答	23	12.1
計	190	100.0

表 79 レスパイトケアの利用理由

	人数	%
家族の入院・受療	3	12.5
冠婚葬祭	5	20.8
仕事の都合	3	12.5
養育力の回復	6	25.0
その他	7	29.2
計	24	100.0

表 77 研修会への参加状況

	人数	%
すべて参加した	104	54.7
時々参加した	64	33.7
参加していない	17	8.9
無回答	5	2.6
計	190	100.0

表 80 レスパイトケアの利用日数

日数	人数	%
1日	1	4.2
2	6	25.0
3	6	25.0
4	2	8.3
5	3	12.5
6日間以上	5	20.8
無回答	1	4.2
計	24	100.0

表 81 レスパイトケアを利用しない理由

	人数	%
必要性なし	114	67.9
委託児の適当な預け先がない	14	8.3
期間を超えていたため	0	0.0
その他	40	23.8
無回答	6	3.6
計	168	100.0

表 82 専門里親についての考え

	そう思う	やや思う	どちらとも いえない	あまり思 われない	全く思 われない	無回答	計
施設養護に比べると良い制度である	131(61.8)	42(19.8)	28(13.2)	1(0.5)	0(0.0)	10(4.7)	212(100.0)
専門里親は児相のパートナーだ	97(45.8)	57(26.9)	27(12.7)	10(4.7)	8(3.8)	13(6.1)	212(100.0)
高度な知識・技術が必要である	113(53.3)	60(28.3)	21(9.9)	6(2.8)	1(0.5)	11(5.2)	212(100.0)
専門里親だけでは養育が困難	113(53.3)	55(25.9)	19(9.0)	9(4.2)	4(1.9)	12(5.7)	212(100.0)
専門里親の資格をより厳しくすべき	32(15.1)	25(11.8)	96(45.3)	33(15.6)	13(6.1)	13(6.1)	212(100.0)
施設養護に比べるとリスクが高い	64(30.2)	47(22.2)	57(26.9)	16(7.5)	13(6.1)	15(7.1)	212(100.0)

表 83 養育里親についての考え

	そう思う	やや思う	どちらとも いえない	あまり思 われない	全く思 われない	無回答	計
養育里親はボランティアである	53(25.0)	49(23.1)	44(20.8)	22(10.4)	32(15.1)	12(5.7)	212(100.0)
養育里親は養育のベテランである	34(16.0)	46(21.7)	76(35.8)	30(14.2)	13(6.1)	13(6.1)	212(100.0)
養育里親は地域の子育て資源である	92(43.4)	56(26.4)	39(18.4)	11(5.2)	2(0.9)	12(5.7)	212(100.0)
養育里親は非常勤公務員である	44(20.8)	37(17.5)	37(17.5)	40(18.9)	40(18.9)	14(6.6)	212(100.0)
養育里親は児童相談所の協力者である	103(48.6)	57(26.9)	27(12.7)	9(4.2)	3(1.4)	13(6.1)	212(100.0)
養育里親は手当について困っている	39(18.4)	51(24.1)	55(25.9)	34(16.0)	18(8.5)	15(7.1)	212(100.0)

表 84 社会的養護を充実するための考え

	そう 思う	やや 思う	どちら とも いえない	あまり 思 わ ない	全く 思 わ ない	無回答	計
子どもの最善の利益を考え家庭的養護にすべき	139(65.6)	32(15.1)	25(11.8)	0(0.0)	2(0.9)	14(6.6)	212(100.0)
家庭的養護は理想、現実にはリスクが高い	58(27.4)	65(30.7)	34(16.0)	25(11.8)	15(7.1)	15(7.1)	212(100.0)
里親確保が困難なため施設養護にせざるを得ない	36(17.0)	42(19.8)	36(17.0)	41(19.3)	37(17.5)	20(9.4)	212(100.0)
施設養護の方が専門家がいるので安心である	6(2.8)	22(10.4)	73(34.4)	58(27.4)	39(18.4)	14(6.6)	212(100.0)
児相の支援体制の整備を優先すべき	99(46.7)	51(24.1)	29(13.7)	10(4.7)	5(2.4)	18(8.5)	212(100.0)

表 85 非行の子どもを里子として受託することについて

	できる	一概には いえない	できない	分から ない	無回答	計
小学校低学年までの非行の子どもの養育	127(59.9)	53(25.0)	8(3.8)	7(3.3)	17(8.0)	212(100.0)
小学校高学年までの非行の子どもの養育	70(33.0)	88(41.5)	24(11.3)	13(6.1)	17(8.0)	212(100.0)
中学生から18歳未満までの非行の子どもの養育	30(14.2)	86(40.6)	53(25.0)	27(12.7)	16(7.5)	212(100.0)

表 86 回答者の性別

性別	人数	%
男	63	26.7
女	136	64.2
計	212	100.0

表 87 所在地の都道府県・指定都市名

	人数	%
都	1	0.5
道	5	2.4
府	4	1.9
県	154	72.6
指定都市	35	16.5
無回答	13	6.1
計	212	100.0

表 88 回答者の年齢別人数

年齢	人数	%
20歳代	0	0.0
30－34	3	1.4
35－40	4	1.9
40－44	16	7.5
45－50	24	11.3
50－54	39	18.4
55－60	58	27.4
60－64	36	17.0
65歳以上	19	9.0
無回答	13	6.1
計	212	100.0

表 89 最後に卒業した学校

学 校	人数	%
中学	5	2.4
高校	69	32.5
各種学校・専修学校	19	9.0
高等専門学校	11	5.2
短大	39	18.4
大学	48	22.6
大学院	3	1.4
その他	3	1.4
無回答	15	7.1
計	212	100.0

表 90 就労の有無（問 23）

	人数	%
働いている	125	59.0
働いていない	74	34.9
無回答	13	6.1
計	212	100.0

表 91 職業別人数（問 23-SQ）

職業	人数	%
勤め人(常勤)	42	33.6
勤め人(非常勤)	25	20.0
自営業	31	24.8
会社経営	7	5.6
その他	20	16.0
計	125	100.0